

# 今後どうなる？介護保険料

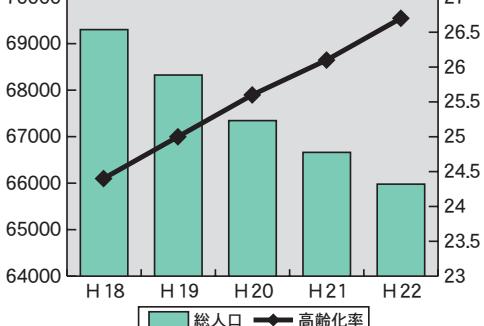
事業計画が策定されます。平成18年度からの第3期介護保険事業計画において、保険料の値上げが行われることとなりました。

## せまりくる高齢化の大波

第3期介護保険事業計画では、総人口と高齢化率の推計について左表の数字を算出しています。総人口は年々減少し、反して高齢化率は年々上がることが予測されています。

介護を必要とする世代の増加と、介護する若い世代の減少から、家族による介護だけで対応することは難しく、今後ますます、介護サービスの利用は増大していくことが見込まれます。しかし、月額3千円を基準とする現在の保険料では、このサービス利用の増加を支えきれない現状です。

表1：総人口と高齢化率の推計



## 保険料所得段階がかわります

第2期介護保険事業計画では、保険料基準月額を、第1期介護保険事業計画と同額の、月額3千円としてきました。これは、第1期介護保険事業計画期間に積み立てられた基金の使用や、広域という広い範囲で制度を運営することで、一人当たりの負担を抑えられると見込まれたからです。

しかし、第2期介護保険事業計画に入ると、制度の利用状況は、大きく増加し基準月額3千円のままでは支えきれない状況になってしまいます。

この現状を踏まえ、第3期介護保険事業計画では、安定した介護サービスの提供のためには保険料を値上げしなければならないと結論を出し、協議を重ねてきました。

また、住民税非課税世帯での所得格差が大きいことなどにも考慮し、値上げだけではなく、抜本的な所得階の再構成も必要と考え、新たな保険料段階を決定しました。（表2）

介護保険は、お互いに支えあって成り立つ制度です。みなさんのご理解と、ご協力をお願いします。

## 普通徴収保険料の納付が始まります

65歳以上の方の保険料は、所得や住民税の課税状況をもとに、6段階の所得段階に区分されます（表2）。

決定した保険料の納め方は二種類あり、年金の受給額が年額18万円以上の方は、年金の定期払い（年6回）の際にあらかじめ2カ月分ずつ差し引かれます（特別徴収）。年額が18万円未満の方や老齢福祉年金、恩給を受給している方は、年8回に分けて納付書で納めています（普通徴収）。

平成18年度の保険料が確定しましたので、7月中ごろに普通徴収保険料の納付書を発送します。

## 保険料を納めないと…

## 保険給付が制限されます

介護保険料を1年以上滞納すると、介護サービス利用にかかる費用を、一旦全額支払わなければなりません。このうち9割分は、久慈広域連合に申請することにより、利用者に支払われることになります。

滞納期間が1年6カ月以上に

なると、介護サービスにかかる費用を一旦全額支払うことになります。また、久慈広域連合に申請しても、一時支給がされなくなります。（保険給付の一時差し止め）

2年以上滞納が続くと、通常1割である介護サービス利用料（自己負担分）が、3割に引き上げられます。

そのほか、利用額が一定額を超えると超えた分の額が利用者に支給される、高額介護サービスの支給が受けられなくなります。

サービス利用時の負担が増えたりしないよう、保険料はできだけ早めに納めましょう。